

# 総務文教常任委員会記録

令和7年12月3日

【開催日】 令和7年12月3日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時4分

【出席委員】

委員長	中岡英二	副委員長	伊場勇
委員	大年恒夫	委員	北永千賀
委員	白井健一郎	委員	藤岡修美
委員	宮本政志		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
総務部長	辻村征宏	総務部次長兼人事課長	古屋憲太郎
人事課主幹	福田智之	人事課人事係長	藤井貴大
人事課給与係長	長村知明		
企画部長	和西禎行	企画部次長兼企画課長	河田圭司
企画課主幹	大坪政通		
協創部長	篠原正裕	協創部次長兼市民活動推進課長	河上雄治
協創部次長兼シティセールス課長	村田浩		
文化スポーツ推進課長	原田貴順	文化スポーツ推進課主幹兼地域クラブ推進室長	桑原睦
文化スポーツ推進課スポーツ振興係長	田島正秀		

【事務局出席者】

事務局次長	中村潤之介	議事係長	岡田靖仁
-------	-------	------	------

【審査内容】

- 1 議案第96号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第97号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病

院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 3 議案第98号 山陽小野田市職員等の旅費に関する条例の制定について
- 4 議案第102号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について
- 5 議案第103号 市民体育館整備事業（建築主体工事）請負契約の締結について
- 6 議案第104号 市民体育館整備事業（機械設備工事）請負契約の締結について

---

午前9時 開会

---

中岡英二委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開催いたします。審査内容1番、議案第96号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第96号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に基づき本市においても国に準じた職員給与の改定を実施するため、所要の改正を行うものでございます。お配りしております参考資料を御覧ください。改正の内容について、①民間給与の水準が公務員を上回ったことから、その格差を解消するために給料月額の上上げを行います。平均3.3%の増額改定となり、引上げ額は8,300円から1万2,400円となります。次に、②期末勤勉手当については、支給率を0.05月引き上げ、年間の支給月数を4.6月から4.65月とするものです。これらの改正は令和7年4月1日から適用することとしております。なお、令和8年度の期末勤勉手当は6月と12月の率が均等となるように改正いたします。説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中岡英二委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

白井健一郎委員 給料の引上げについては、改定率が平均3.3%で、1級から5級までそれぞれ別々の数字が上がっていますが、これは人事院勧告にそのまま従ったと見てよろしいでしょうか。

古屋総務部次長兼人事課長 はい、人事院勧告どおりでございます。

中岡英二委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を終了します。討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、討論を終了いたします。採決に入ります。議案第96号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中岡英二委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。それでは、議案第97号山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第97号山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に準じた職員給与の改定と同様に、市長等につきましても改正を行うものでございます。参考資料の下段を御覧ください。改正の内容は、期末手当につきまして、現行の年間4.6月から0.05月引き上げ、年間4.65月の支給とするもので、令和7年12月分から適用することとしております。令和8年度の期末手当は、6月と12月で率が均等となるように改正いたします。説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中岡英二委員長 執行部の説明は終わりましたので、委員の質疑を求めます。

藤岡修美委員 議案第96号については令和7年4月1日から適用で、議案第97号については令和7年12月から適用となっております。この違いを教えてください。

古屋総務部次長兼人事課長 職員については、給料表を改定いたします。4月1日に遡って改定となりますので、適用日を4月1日としています。特別職は期末手当のみになりますので、12月からの適用で問題ないということです。

中岡英二委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を終了します。それでは討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論を終了します。それでは採決に入ります。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中岡英二委員長 全員賛成で可決すべきと決しました。それでは、議案第98号山陽小野田市職員等の旅費に関する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第98号山陽小野田市職員等の旅費に関する条例の制定については、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことに伴う条例改正となります。お配りしております参考資料を御覧ください。まず改正の趣旨でございます。旅費法は60年ぶりに改正されました。その主な内容は、あくまでも実費弁償をしようという視点に立っての改正です。今までは定額支給というものもございましたけども、そういったものの見直しが行われたということでございます。改正の内容ですが、まず「宿泊料」の名称が「宿泊費」に変更となっております。

これは今まで1万3,100円の定額支給でしたが、都道府県ごとに宿泊費基準額を定めまして、その範囲内で実費額を支給しようというものでございます。都道府県ごとの宿泊基準額は、お示ししているとおりでございます。なお下に米印がございまして、基準額はございますが、特別な事情がある場合はこの額を超えて支給できるということになっている旨を記載しております。特別な事情というのは、例えば宿泊場所が指定されている場合、これは職員の場合はあまりないケースだと思いますが、市長とか議長とかであれば、指定されてるような場合でこの額を超えるような場所に宿泊することがあるかもしれませんので、その場合は支出することができると。あるいは、旅行の行程上、絶対に特定の場所に泊まらなければいけないが、周りのホテルを探しても基準額よりも高いところしかないような場合には、この額を超えて支給できるということになっております。実際にかかる費用をきちんと弁償していこうという趣旨でございます。続きまして、次のページです。「包括宿泊費」が新設をされております。これはいわゆるパック旅行です。パック旅行のほうが安いですから、本市においてはパック旅行をこれまでも認めておりましたが、国はそういうことをされていなかったようです。それが条例上で新設されるということでございます。続きまして、「車賃」とは、その他の交通費ということになります。これはバス、タクシー、レンタカーに係る運賃を実費で支給しようというものです。これまで国は、例えばバスに乗った場合にはバス代を出すのではなくて、距離に応じてキロ何円というふうに支出しておられたみたいですけども、本市においては、バスに乗ったらそのバス料金の実費を出すという運用をしております。また、国ではこのたび私有車の利用を廃止したようですけども、地方においては私有車を使うことがございます。例えば、早朝に宇部空港に行くためには、公共交通機関を使おうとするとタクシーに乗っていくしかありませんが、それではお金かかりますので、私有車の使用は今までどおりに行っていきたいと考えております。1キロメートル当たり30円を支払うということでございます。続きまして、「日当」の名称が「宿泊手当」に変わりまして、額も2,600円から2,400円にな

ります。これは宿泊した場合に1泊につき2,400円を支給するという  
こととでございます。単純に言えば1食800円のような計算です。2  
食つきであれば昼食代ということで800円の支給という形になってお  
ります。それ以外には「転居費」、「着後滞在費」、「家族移転料」で  
す。これはあまり適用がありませんけども、国とか県とかに赴任する  
ような場合に、今までは定額支給でしたが、交通費とか引っ越し代とか  
を実費で払っていただくというものです。その他といたしまして、新幹線  
を乗車するための距離制限が100キロメートル以上でしたが、これを  
廃止します。必要があれば短い距離でも乗れるようになるというこ  
ととでございます。また、旅費に返還が生じた場合、給料から引くことが  
できるという規定も新設します。施行日は、令和8年4月1日です。な  
お、この条例改正に伴いまして、規定を引用している条例が七つあり  
ますので、附則にて所要の改正をさせていただいております。説明は  
以上です。御審査のほどよろしくお願いたします。

中岡英二委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

宮本政志委員 宿泊手当は2,600円から下がったと説明されましたね。も  
う少し詳しく説明してください。

古屋総務部次長兼人事課長 国の旅費法の改定どおりの改正ですが、このたび  
の改正はあくまでも実費を払っていただくという改正になっております。  
これまでの日当は諸雑費という考え方がありましたが、これは60年前  
の法律ということもあって、当時は細かい旅費の算定ができないという  
背景がありました。そういう細かい部分を日当で補おうという趣旨でござ  
いましたけども、今の時代はネットを使えば交通費も全部算定できま  
すので、そういった部分をきちんと旅費の中でしっかり払っていただく  
ということで、この日当はあくまでも食事代となりますので、1食800  
円という設定になっていると思います。

宮本政志委員 旅費に返納が生じた場合に給料から天引きが可能となると言われましたが、旅費は給料の総額に加えて支払われているんですか。例えば5万円の旅費を支給するとしたら、その5万円は給料に追加されるわけですか。

古屋総務部次長兼人事課長 旅費を精算するときには、あらかじめ支給したほどにはかからなかったという場合があります。その場合は精算時に返金するんですけども、それをしなかった場合などには給料から引くことができるようになります。そういうことは多分ないとは思いますが、そういった規定が加えられたということでございます。

藤岡修美委員 宿泊費について、東京、京都などには料金が高い宿があると思うんです。たまたまいろいろな集いがあって料金が急騰して、基準額を超えたホテルに宿泊せざるを得ない場合には、個人の負担になりますか。

古屋総務部次長兼人事課長 絶対にそこに泊まらなければいけないということがあって、その周りで幾つかのホテルを当たって、季節的にはかなり高くなるような場合もありますので、その結果としてこの額を超えるのであれば、その超えた額は支給することができます。

伊場勇副委員長 基準額を超えた場合には特例があるということですが、なるべく早く宿泊先を決めるなど、工夫すれば基準に収まる場所もあると思うんです。職員に対してどのように周知されるのか、教えてください。

古屋総務部次長兼人事課長 あらかじめ決まっているものは、できるだけ早く予約して、できるだけ旅費を抑えることをしていただいております。また、人事課に決裁文書が回ってきますので、そういった中で旅程を事前に確認しています。

伊場勇副委員長 では基準額以上の場合の決裁文書は全て人事課に行っている

ということですか。

古屋総務部次長兼人事課長 人事課が事前にチェックできるようになってい  
ますので、その中で妥当性を判断しています。

中岡英二委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それ  
では、質疑を終了します。討論に入ります。討論はありますか。（「なし」  
と呼ぶ者あり）討論を終わります。それでは、採決いたします。議案第  
98号山陽小野田市職員等の旅費に関する条例の制定について、賛成の  
委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中岡英二委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。それでは、暫時休  
憩します。

---

午前9時20分 休憩

---

---

午前9時30分 再開

---

中岡英二委員長 休憩を解きまして、委員会を再開します。審査内容4、議案  
第102号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料  
金の上限の変更の認可について、執行部の説明を求めます。

河田企画部次長兼企画課長 それでは、議案第102号公立大学法人山陽小野  
田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について御  
説明します。これは、地方独立行政法人法第23条第1項の規定により、  
地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収しようとするときは、  
あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければな  
らない。これを変更しようとするときも、同様とする、とされており、

また、同条第2項の規定により、設立団体の長は、これを認可しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならないとされています。このようなことから、令和7年10月27日付で、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学から施設利用料について、料金の上限の一部変更についての認可申請があり、内容を審査した結果、認可は適当であると判断しましたので、地方独立行政法人法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。それでは参考資料1を御覧ください。

こちらは、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限に関する一覧の新旧対照表になります。この度は、施設利用料のうち★印を付しております学生宿舎の入居費、宿舎使用料、共益費の金額変更になります。続いて参考資料2を御覧ください。こちらは主要な大学施設の状況と施設配置図を掲載しており、学生宿舎を黒枠で囲んでいます。学生宿舎は、山口東京理科大学の敷地の西側に立地する平成4年に建設された建物です。収容人数32人で居室面積は19.02立方メートル、冷蔵庫、机、エアコンなどの備品が設置されています。設備の老朽化により令和6年度から入居者の募集を停止されていましたが、公立大学法人により設備の更新が行われ、入居者を募集する準備を整えられたところです。従前は学部生、大学院生を入居対象としておりましたが、留学生と大学院生とを対象に募集を再開される予定です。それでは、参考資料1にお戻りください。入居者の募集を再開されるに当たり、入居費を1件1万6,000円から2万円に、宿舎使用料を月額1万2,000円から3万3,000円に、共益費を月額2,000円から5,000円に増額することに関して、公立大学法人から料金の上限の一部変更についての認可申請があったものです。入居費は、退去時に発生する居室のクリーニングや鍵の交換経費に充てられるもので、入居費を2万円に設定されています。宿舎使用料は、従前は近隣の民間物件よりも安価な設定としていましたが、設備更新に費用を要していることから、山口東京理科大学の近隣に所在する同程度の築年数がある民間物件の家賃相場を参考に、宿舎使用料を3万3,000円に設定されています。共益費は、居室の上下水道料金や共有スペースの電気料金、清掃経費に

充てられるもので、共益費を5,000円に設定されています。この議案について可決されましたら、今後公立大学法人において学生宿舎の金額に関する規程の変更が行われ、令和8年4月からの学生宿舎の再開に向けて入居者の募集が行われる予定となっております。御説明は以上となります。御審査のほどよろしく申し上げます。

中岡英二委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

宮本政志委員 現在、学生宿舎に住んでいる人はいないのでしょうか。

大坪企画課主幹 学内の学生宿舎につきましては、運用を休止している状況なので入居者はいません。このたび設備の更新を行いまして、令和8年度の再開に向けて準備を進めているところです。

宮本政志委員 上限額が4月からの家賃になるということですか。

大坪企画課主幹 大学から、このたびの上限額を家賃とすると伺っております。

宮本政志委員 資料2を見ると、素材は亜鉛メッキ合板だから、いわゆる鉄板ですね。近隣相場云々と言われたけど、近隣がこうだったから上限はこうだという資料が欲しかったですね。本当に周辺の近隣相場と合っていますか。上限を設定した根拠資料が欲しかったけど、その辺りは本当に調査しましたか。

大坪企画課主幹 料金設定につきましては、大学でもかなり協議を重ねられたようです。近隣の20件程度の物件を抽出しまして、そこから金額を算出されていると伺っております。

宮本政志委員 この宿舎は、全部で何室ですか。

大坪企画課主幹 全32室です。

宮本政志委員 大学としては、できるだけ満室にしたいという意向ですか。それとも、1室、2室入れば良いという意向ですか。

大坪企画課主幹 大学は、32室のうち20室を改修し、令和8年度からの入居の準備を進められております。入居状況によりまして、残り12室を改修していくかどうかをまた検討されるということです。大学としましては、もちろん全て入居されるように募集をかけていかれるということです。

宮本政志委員 20室改修したら結構な費用がかかりますね。家賃月額5万8,000円で募集したけど入居率が低い場合には、家賃を下げる可能性もあるということですか。それとも、少々空いていようが、そのままの家賃で行くんですか。大学はどう考えているんですか。

大坪企画課主幹 空き室が出たらどうするのかというところは確認いたしました。例えば、火災等で住めなくなった学生を一時的に住ませたり、学会や研修会で来られる学外の方の一時的な宿泊施設として利用したりするというので、料金を下げるといようなことはおっしゃられておりませんでした。

宮本政志委員 大学の自治があるからあまり踏み込めないところもあるかもしれないけど、多額のお金をかけて改修した部屋を遊ばせることなく、家賃を下げてでも入居者を獲得して家賃を回収していくという方向性を担当課から促していかないといけません。大学の自治といっても、先々、一般会計を損ねることになったら困るので、その辺りは担当課から大学に対して、委員会からそういう意見が出た旨を伝えてください。

河田企画部次長兼企画課長 やはり公費を用いておりますので、効率的な経営

という観点から、そういう事情はしっかりとお伝えしてまいりたいと考えております。

藤岡修美委員 地方独立行政法人法の規定により議会の議決が必要ということで、今回は施設利用料の改定ということですが、ほかに大学関係で議会にかける必要がある項目はあるのですか。

河田企画部次長兼企画課長 参考資料として新旧対照表をお示ししております。このたびは学生宿舎の項目だけでしたが、こちらに掲載されているものが議決の対象になると御認識いただければと思います。具体的には、入学検定料、つまり受験料です。そのほかにも入学金、授業料、在学証明書や卒業証明書などの手数料等も含まれております。

中岡英二委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で討論を終わります。これより議案第102号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中岡英二委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。暫時休憩します。

---

午前9時38分 休憩

---

---

午前9時50分 開会

---

中岡英二委員長 休憩解きまして、委員会を再開します。本日の議案第103号、第104号は、執行部から一括で説明したい旨を聞いております。それでは、議案第103号市民体育館整備事業（建設主体工事）請負契

約の締結について、議案第104号市民体育館整備事業（機械設備工事）請負契約の締結について、一括で説明を求めます。

原田文化スポーツ推進課長 文化スポーツ推進課より、議案第103号市民体育館整備事業（建築主体工事）請負契約の締結について、及び議案第104号市民体育館整備事業（機械設備工事）請負契約の締結については、関連する議案のため一括して御説明申し上げます。お手元にお配りしております資料を御覧ください。市民体育館整備事業につきましては、業者の受注機会を確保するため、慣例により分離発注方式を採用しております。特定天井落下防止工事、トイレ・シャワー室改修工事等の「建築主体工事」、空調機新設工事、換気設備改修工事、トイレ等給排水設備改修工事、給湯工事、ガス工事等の「機械設備工事」、受変電設備更新工事、電灯設備工事、動力設備工事等の「電気設備工事」の三つに分けて入札を行ったところ、建築主体工事につきましては、9月24日に指名競争入札を実施し、3者から応札があり、嶋田工業・アーステクノ特定建設工事共同企業体の落札価格が税込み2億4,024万円になり、機械設備工事につきましては、10月16日に指名競争入札を実施し、1者から応札があり、太陽産業・エム・ビー・オーシステム特定建設工事共同企業体の落札価格が税込み4億4,880万円になりました。ともに予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約となりますので、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。なお、電気設備工事は予定価格が1億5,000万円未満のため、議案の提出に至っておりませんので、申し添えます。可決を受けた後は、本契約を締結の上、1年3か月後の令和9年3月19日までの間で各工事を終えたいと考えております。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしく申し上げます。

中岡英二委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

宮本政志委員 契約期間が契約締結後からまず令和9年3月19日までとなっていますが、緊急防災・減災事業債の関係で令和9年3月末までに完了しないといけないんですか。契約期間を令和9年3月19日までとしている理由はありますか。

田島文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 工期につきましては、設計段階でこういった工程にどのぐらいの作業期間がかかるかを協議した結果、約14か月と整理しておるところです。今議会で可決していただきましたら工事着工というところで、工期を順調に計算したところ、3月19日までかかるというところで整理しております。なお、緊急防災・減災事業債については、令和7年度に着工されれば、令和8年度にも同様の措置があると国から示されておりますので、令和8年度内での完成を予定しているところです。

宮本政志委員 ということは、緊急防災・減災事業債は100%使えると。今の説明から行くと、もしこれが令和8年3月31日を過ぎて、つまり令和7年度を過ぎたとしても、この事業債は使えるということですか。

田島文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 この工事につきましては、令和7年度に着工していれば、令和8年度まで工事が続きましても緊急防災減災事業債の適用対象になる、つまり緊急防災減災事業債を充てることができるのと国から示されております。

宮本政志委員 令和7年度に着工とは、何をもって着工になるのですか。

田島文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 契約が締結されたところで着工となると整理しております。この議案を可決していただければ、契約することとなります。

白井健一郎委員 議案第104号について、応札が1者しかなかったというこ

とですが、この辺の事情を説明できますか。

田島文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 機械設備工事につきましては、J V、つまり特定建設工事共同企業体をつくった事業者に入札していただくこととなっております。工事請負費の予定価格が1億5,000万円を超える大規模な工事については、リスク分散などの観点からJ Vを組むというところがございますが、J Vの公募をしましたところ、1組からのみ手挙げがありました。1者だけでしたので、もう一度J Vの公募をかけました。そのため、機械設備工事はJ Vの公募を2回かけております。それをしましても1者からのみJ Vの手挙げがあったというところで、検討しました結果、1者での入札を行うと決定したところです。

白井健一郎委員 指名競争入札ということで、当然指名すると思うんですけども、公募が一つしかなかったということでしょうか。

田島文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 機械設備工事につきましてはJ V公募するということで、1回目は市内、準市内合わせて25者に通知させていただきました。その結果、1組だけJ Vの手挙げがあったというところがございます。2回目については、範囲を広げまして、市外の事業者を含めて県内の34者に通知しましたが、同じく手挙げされたのは1者でした。

宮本政志委員 市内、準市内合わせて25者と言われましたが、準市内の定義を教えてください。

田島文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 準市内と申しますのは、市内に本社はないけども事業所、営業所があるという企業です。

宮本政志委員 2回目は県内34者に通知したと。通知を県内に広げた理由を聞いてもいいですか。

原田文化スポーツ推進課長　こちらにつきましては、まず1回目で1者の手挙げしかなかったということで、県内まで範囲を広げれば複数者が手を挙げ、競争性が担保できるのではないかということで、監理室と協議の上でルールにのっとって公募したところでございます。ただ、そこでも1者しか手が挙がらなかったということでございます。後に、ある程度の制限価格等を設けた中で入札を行っておりますので、妥当性は図れたという判断です。

宮本政志委員　「ルールにのっとって」とは、どういうルールですか。

原田文化スポーツ推進課長　詳細につきましては、監理室が担当になりますので、私どもではお答えできません。

宮本政志委員　監理室を呼ばないと回答が得られない質疑は、また監理室を呼べばいいですね。1回目は24者中で1者しか手を挙げなかったと。2回目は県内35者に通知して、また1者だったら困ると。2者、5者と複数者に入札に入ってもらいたいということで、何か内容は変えているんですか。それとも、条件は全く変えていないのかな。

原田文化スポーツ推進課長　条件は変えておりません。金額等も変えていない中で1者の応募だったということでございます。

宮本政志委員　内容が分かるような資料はもらえるんですか。「条件は変えておりません」と言われた根拠を知りたいんです。1回目と2回目で指名競争入札の内容が変わっていないという資料はもらえるものなんですか。

中岡英二委員長　宮本委員から内容が詳しく書いてある資料を執行部に求めたいということがありますけど、委員の皆さん、異議はないですか。なければ、委員会で要請しますが、執行部のほうはどうですか。（発言する

者あり) できないんでしたら理由を……。

伊場勇副委員長 入札の仕様書についてですが、設計書があったと思います。

入札が終わるまでは公開できないということで見られなかったんですけど、これを見ることは可能なんですか。

田島文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 情報公開請求がございましたら、お見せすることは可能なものです。ただ、印影や安全上お見せできないものについては、一部非公開にさせていただくことがあるかもしれません。一部公開は可能です。

伊場勇副委員長 今回は請負契約の締結についての審査なので、適法性や内容の妥当性、改修が財政的に与える影響を審査することが市民福祉にかなうと思いますので、契約に至るまでの資料を見たいと思います。個人情報のほかには伏せるべき情報があれば、説明してください。

田島文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 主には設備保安上のことで、ないとは思いますが、ここを攻撃されてしまうと危ないというところがあれば、その辺りについての詳細は非公開とさせていただく可能性がございます。その辺りは電気設備に関するものが主になろうかと思いますが、建築主体工事や機械設備工事に関するものについては基本的にはそういったものはないと思っております。

大年恒夫委員 工事の工程について、当初令和6年から開始して令和7年3月に完了ということだったんですが、これは大幅に遅れていると理解してよろしいんでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 大年委員が見られているのは資料のどこなのかを教えていただければ助かります。

大年恒夫委員 令和7年3月につくられている市民体育館整備事業の工事概算工程表を見ています。事業期間が令和6年から8年度という債務負担行為となっていると思うんですが……（「それは実施設計」と呼ぶ者あり）

原田文化スポーツ推進課長 それはおそらく実施設計の期間のことです。今は実施設計が終わって実際の工事に入るところです。予算を上げる時期がずれるなどがあり、本来であれば二、三か月は短縮できたとは思っておりますが、もともと令和8年度中の完工を目指しておりましたので、ほぼずれはないと思っているところです。

大年恒夫委員 今から約14か月かかると考えてよろしいですか。

原田文化スポーツ推進課長 工事の契約締結後、14か月とさせていただければと思います。

伊場勇副委員長 改修工事の範囲は、どう捉えたらいいですか。

原田文化スポーツ推進課長 工事自体の範囲は、市民体育館の中のみでございます。一部キュービクルとか、空調機の室外機とかを外に置きますが、基本的には市民体育館の中と。工事の囲い込みは、一部駐車場を囲い込む形で工事を行いますので、その辺りは使えなくなります。

伊場勇副委員長 この工事の具体的な仕様や図面については、仕様書がないと分からないですね。その仕様書にはその辺りが明確に書かれていますか。

原田文化スポーツ推進課長 そのとおりでございます。

中岡英二委員長 工事の終結とは、何をもって終結となるのですか。

田島文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 工事が全て終わりましたら、監理

室が完成検査を行いまして、それを合格されたという検査結果を通知し、工事は終結となります。

伊場勇副委員長 契約期間について、令和8年度中に完成できなかった場合、事業債の適用になるのかどうか、何か通達等があるんですか。

篠原協創部長 市民体育館整備事業につきましては、緊急防災減災事業債の起債を充当しての事業実施を予定しております。令和8年度を越えての事業完了となった場合については、その超えてしまった理由によるというところがございます。原則は令和8年度中の事業完了ということがございますので、その超える理由によって充てられるか充てられないかが判断されることになろうかと思えます。ですから、現時点で明確にお答えすることはできません。

宮本政志委員 さっきの答弁と違いますね。冒頭に令和9年3月19日を過ぎても令和7年度に着工したらいいという答弁があって、部長は令和8年度を過ぎた場合は理由によると言われました。どっちの答弁が正しいんですか。

篠原協創部長 緊急防災・減災事業債につきましては、適応事業年度が令和7年度までというのが国の建付けです。令和7年度に着工した事業については翌年度までの完了をもって事業債として充当できるという取扱いになっております。副委員長の御質問は、令和8年度から更に遅れて令和9年度に工事が完了した場合ということですので、延長になった理由によるものと考えております。

宮本政志委員 「理由によっては」とは、例えばどういう理由が想定されるわけですか。天災地変とか不可抗力とかですか。

篠原協創部長 令和8年度から令和9年度への繰越しとなりますと、いわゆる

「事故繰越」となりかねないんですけど、繰越しの理由によって、国、県と協議ということになりますので、どのような理由であればということは明確にお答えできません。一般的には、災害による工事の中断など不可抗力に対して考えることができると言われております。

宮本政志委員 今の答弁では怖いですね。緊急防災・減災事業債は、有利だから財源に選んだと思うんです。この有利な事業債がもし使えなくなった場合の担保は、どのように考えておられるんですか。

篠原協創部長 担当課としましては、令和8年度中、令和9年3月19日までに完了するように努めてまいりたいと考えております。

宮本政志委員 答弁になっていないですよ。事業債が適用されない事態が生じたときには、どのような措置を担保として考えているんですかと質疑しています。

原田文化スポーツ推進課長 緊急防災・減災事業債を使える期限がありましたので、その時点で工期をお示しして御承認いただいたものと思っております。当然、超えてしまった場合には国に申請しますので、最終的に認められるかどうかは国の判断になってしまいます。適正に進めていたものが繰越しになる事例があるとするれば、そのときに説明を申し上げるのみとなっていると思っておりますし、そのときの担保と言われますと、現在、それが超えて適用にならないとは示されておりませんので、このあたりについては、適正に工事を進めていくとしかお答えしようがないと思っております。

宮本政志委員 部長は先ほど不可抗力に関しては恐らく国が認めてくれるだろうとおっしゃいました。前期の委員会でもう少しその辺りを深めた審査をしておけばよかったんだろうけど、緊急防災・減災事業債がどういった場合に延期が認められるかというのは、国は方針を出していないんで

すか。

原田文化スポーツ推進課長 緊急防災・減災事業債は財政課が所管しておるところではございますけれども、国も延期延期で今まで延びてきて、今回は令和7年度をもって終了と聞いておるところでございます。一方、最近、まだうわさと言ったらおかしいですけど、ネットニュースぐらいですけれども、緊急防災・減災の事業債の延期に向けて国は動き出しているという話も聞いているところです。このあたりで今のところ確定しているのは、令和7年度までに着工しまして、1年間の繰越明許、次年度の工事完了であれば適用されるということで申請させていただいて事業を進めているといったところです。ですので、まだ流動的な要素がかなりあることは承知いただきたいと思います。

宮本政志委員 うわさなどはいいんです。省庁のホームページに緊急防災・減災事業債のことが出てたんですよ。それに目を通してただけども、もし延期になった場合はこうと書いてあったんです。その辺りは担当課としたら把握していないのね。例えば、天災地変による不可抗力によっては延長を認めますということが記されていたかどうかは把握していないかな。

篠原協創部長 緊急防災・減災事業債に限らず、国が定める地方に対する地方債計画の中で、これは示されるものでありますが、適用期間がどういった場合に延長が認められるといった事例は記載されておりません。それはその都度事例によつての判断となってまいります。

宮本政志委員 契約に関して議会は関与できるんですか。請負契約を今から結ぶんでしょう。議案が可決された場合の請負契約に関することには議会は関与できるんですか。

原田文化スポーツ推進課長 私が知る限り、契約約款等に対して議会の承認を

得ることはないと思っております。こういった意図で宮本委員がおっしゃられてるかっていうところと、今までの事例と言われると、調べてみないと分からないというのが本音です。

宮本政志委員 委員長、気を付けないと。反論権になっている可能性があるから、よく気をつけてね。反問権に関しては委員長が認めればいいけど、今の答弁は少し反論が含まれてるんじゃないかと思うんで。反論権を本市議会は認めていないんで、委員会運営に気を付けてください。契約に関して議会が絡めるのかと確認を取ったのは、結局、先ほど言ったように、事業債を使いますと、例えば工事中に大きな地震が来たり津波が来たりして工事ができませんでしたと。これは不可抗力として国も認める可能性は非常に高いけども、仮に業者の責任が出た場合に、市が締結する契約がきちんとしていなかったら、結局、事業債を使えませんでしたということになりかねない。もっと不利な事業債を使うなど市民に不利益をもたらすことになるから、契約の内容に関しては議会が関与できないのかと。関与できないことは頭にあったから確認したんだけど、そういったところが大事だから聞いてるんですよ。例えば、きらら交流館でもそうでしょう。当初は七、八億円ぐらいであった予算が今は18億円と。どんどん増えてきている。増額が妥当であれば議会が可決するんだけど、その辺りはやはり気を付けていかないといけない。増額に関して、期間の延期に関してもね。だから、議会は絡めないから、契約をきちんとしておかなければ、後々市民に不利益が降りかかってくるという心配から質疑を繰り返しているんですよ。この事業債は令和8年3月末までにやらないといけないと。私、冒頭に聞きましたよね。この契約期間が過ぎたら事業債はどうなるのかと。そのときの答弁は、後でまた会議録を見てみるけど、令和7年度着工だったら大丈夫という答弁だったと記憶しています。ところが、部長は、令和8年度を超えた場合には、相当の理由がどうこうと答弁された。妥当な理由がないと判断されて事業債が使えなくなった場合、さあどうするのかというようなところは、担当課としては落としどころをどう考えておられるのかという質疑と答

弁の繰り返しになっているんですよ。だから、契約内容にも至ったってことなんです。だから、具体的にこういった場合はいいですよということを国は示されていないということですね。もう一度確認します。

篠原協創部長 緊急防災・減災事業債に限らず、地方債を充当する際には、その取扱いが国から毎年度の「地方地方債計画」として示されることになっています。その中で、こういう場合にはこの起債が使えます、こういう場合は駄目ですということが示されている中で、緊急防災・減災事業債については、令和7年度までの適用となっています。その中で令和7年度に着工する事業については令和8年度まで充当可能という明示がございます。それに加えて、先ほど伊場副委員長から、令和9年度に工事が延びた場合はどうなのかということについては、それについては今のところ確認できるものはありません。私が付け加えたのは「一般的には」ということで申し上げたつもりなんですけど、天災等による不可抗力の場合にはそれが認められるという事例が過去ありましたということでのお示しでございます。

宮本政志委員 この議案が出たときの今年の1月の委員会記録を見ても、令和6年度に実施設計業務を設計業者に委託、令和6年6月5日に契約を締結、令和6年6月5日から令和7年1月24日までとして業務委託をしました。ところが云々とあって、これは電気機械だから建築主体と機械設備とは違うんだけど、当時、電気機械関係の図面の提出が遅れ云々で工期延長を認めたとか、さらにまた令和7年2月28日から令和7年3月18日の延長というような形で、冒頭からもう何かしらの要因で延長延長ということになっていたんで令和8年度に終わらせると言われても、ほんとに大丈夫かなというところから、伊場副委員長は、令和8年度を超えた場合はどうなんだと。そして、篠原部長の答弁に結びついていると思うんです。そこで契約内容は非常に重要だと思った。だけど、議会が関与できないと。事業者に関しての一般論の質疑をお聞きしたんで、委員長、休憩を取ってもらっていいですか。入札の関係も出てきたし、

契約の方向性もあるし、先ほど伊場副委員長が範囲の件に関して、仕様とかその辺りの質疑も入ったんで、恐らく資料請求の議決を取らないといけないと思うんで、その辺りを少し整理したいんで、暫時休憩していただいでよろしいですか。

中岡英二委員長　それでは、暫時休憩します。

---

午前10時26分　休憩

---

---

午前10時55分　再開

---

中岡英二委員長　休憩を解きまして、委員会を続けます。委員の質疑を求めます。

伊場勇副委員長　今までの質疑の中で確認すべき事項等々が出てきたと思います。ここで委員会として資料請求の議決を取るべきだと考えています。まず1点目は、この入札に係る仕様書についてです。この仕様書の内容については、工期が令和8年度までの完了が原則とされている中で、やはり議会としても安易な追加が起こらないようにチェックする必要があるかと思います。まず1点目、建設主体工事、機械設備工事、仕様書には電気設備も入ろうかと思いますが、その仕様書についての資料請求の議決を取っていただきたいと思います。

白井健一郎委員　現実に仕様書が手に入ったとして、例えば工期がしっかり守れるのかどうかという判断が我々にできるかどうかについての疎明をお願いします。

中岡英二委員長　仕様書が出たときに、その判断を我々がきちんとできるかという質問ですか。

白井健一郎委員 仕様書を委員会に提出してほしいという御意見がありましたので、今からそれについて採決すると思うんですけども、確認したいのは、仕様書が手に入ったときに、我々はそれを見て工期の延長の可能性あるのかどうかを判断できるのかどうかということについてです。簡単にもう一度説明をお願いしたいと思います。

伊場勇副委員長 専門的な判断ができるかどうかということかなとは思いますが、我々委員会としては、この請負契約がふさわしいかどうかをチェックする使命がございます。それについて必要な資料を請求しているわけです。金額や1者しか手を挙げなかったとかいうところも確認すべき事項であると考えた上で入札に係る仕様書を委員会の審査資料として用いるべきだと考えているということでございます。

白井健一郎委員 資料提供してもらった目的を幾つかおっしゃいましたけど、その目的についてもう一度明らかにしてください。

宮本政志委員 我々は請負契約の締結について審査しているんでしょう。意思を決定するために、必要な判断をするために必要だから仕様書を資料請求したいと提起したんです。それが議案審査に必要ないなら、必要ないという根拠も出して「私は必要ない」と手を挙げたらいいんです。

白井健一郎委員 いや、提出してほしいと望まれる方が、なぜ提出してもらったのかという目的をもう一度明らかにしてほしいと言っているわけです。

伊場勇副委員長 この請負契約の締結について何を審査するかと言いますと、請負契約が適法であるということ、また、契約金に妥当性があるかどうかということで、内容の妥当性、見積りは適正か、経済的な合理性はあるか、工期や設計内容が利用目的に対して適正かどうか、事業の必要性、将来の影響、市の財政に与える影響等もあると思います。質疑の中で、この工期は非常にタイトだと感じていますし、工期が守られるのが原則であ

りますが、事業債等々の観点からも見る必要があります。その中で安易な追加が出ないようにチェックする必要があると。これが目的です。

中岡英二委員長 それでは、この仕様書の資料請求に賛成の方の挙手を（「挙手じゃなくてもいいんじゃないか」と呼ぶ者あり）資料請求することに異議はありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしということで、両工事の仕様書を資料として請求します。

伊場勇副委員長 もう1点は、今後、この議案が通った後、入札業者との契約をされると思います。現在、仮契約書があろうかと思imasるので、仮契約書の中には具体的な工期も項目として入っていると思imasるので、この仮契約書も資料請求したいと思imas。

中岡英二委員長 伊場副委員長から、仮契約書の資料請求の要求がありましたけども、これに異議はありますか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしということで、両工事の請負契約に係る仮契約を請求します。次の委員会開催の兼ね合いがありますので、早めに提出していただきたいですが、その辺はどうですか。

原田文化スポーツ推進課長 なるべく早急に対応したいと思imas。

中岡英二委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶものあり）それでは、資料が出てから審査して採決したいと思imasので、本日はこれで委員会を閉じたいと思imas。

---

午前11時4分 散会

---

令和7年（2025年）12月3日

総務文教常任委員長 中岡英二